

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	条文に記載のある租税公課ではなく、公租公課という名称を用い、その内訳に外国法人税を含めて表示することも可能と考えるが、そのような理解でよいか。	ご理解のとおりです。
2	本改正に賛成である。 妥当であり適切な改正であると思われた。(ただし、当然、これに関係して不正が発生した場合には、厳しく処罰がなされるべきであると考える。)	ご意見ありがとうございました。